

1 連結離脱法人の青色申告の承認申請手続

連結納税制度の下では、青色申告と白色申告の区別はありません。

このため、連結納税の適用を受けている連結子法人が、青色申告の承認を受けていない場合において、その連結子法人が連結納税の適用を受けないこととなるときは、青色申告の承認申請の手続について、特例が設けられています。

この特例は、青色申告の承認を受けていない連結子法人が、連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなったこと等の理由により連結納税の承認が取り消された場合において、その連結子法人が青色申告を行いたいときは、次の表に掲げる最初に青色申告の承認を受けようとする事業年度の区分ごとに、それぞれに掲げる提出期限までに、その連結子法人の納税地の所轄税務署長に青色申告の承認申請書を提出し、その承認を得ることで、その連結子法人の青色申告を可能とするものです（法法122②五～七）。

最初に青色申告の承認を受けようとする事業年度	提出期限
① その取り消された日（取消日）の前日の属する事業年度（連結親法人事業年度開始の日に承認を取り消された場合を除く）	その事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日
② 取消日の属する事業年度	その取消日以後3月を経過した日とその事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日
③ 取消日の属する事業年度が3月に満たない場合のその事業年度後の各事業年度（取消日以後3月を経過する日までに開始するものに限る）	その取消日以後3月を経過した日とその各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日

青色申告の承認を受けていない連結子法人とは、青色申告の承認を受けずに連結納税を適用することとなった連結子法人や、連結納税の適用期間中に連結グループ内の他の連結法人によって設立された連結子法人をいいます。

ただし、連結申告法人（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人をいいます（法法2十六括弧書）。）は、青色申告の承認申請書を提出することはできません（法法122①）。

また、連結納税の適用期間中に連結納税グループ内の他の連結法人によって設立された

連結子法人については、設立時に青色申告の承認申請書の提出ができないことにも注意が必要です。

2 連結納税の承認申請と青色申告の承認申請との適用関係

連結納税を連結親法人の設立事業年度から適用しようとする場合には、連結納税の承認を受けられないこととなることに備え、設立事業年度から青色申告の承認を得るために、連結納税の承認申請と同時に青色申告の承認申請を行うことが考えられます。

連結納税の承認申請と青色申告の承認申請との適用関係ですが、連結納税の申請に対して承認の処分又はみなし承認があった場合には、青色申告の承認申請書は無効となります。

つまり、青色申告の承認申請書を提出した時点においては、その申請は有効なものですが、連結納税の承認を受けた場合には、承認を受けた最初の連結事業年度（設立事業年度）以後の連結事業年度について連結申告をすることになるため、青色申告に係る事業年度（設立事業年度）終了の日等が存在しないことになり、青色申告の承認申請書は無効となる、というわけです（法法4の3⑤・⑥・⑧・⑨二、122①、法規52）。

また、連結親法人が連結納税の承認を受けることができなかつた場合（却下された場合）には、単体申告をすることになるため、適用年度（設立事業年度）終了の日までに承認又は却下の処分がなされなかつたときは、その日において青色申告の承認があつたものとみなされます（法法4の3②、122②一、125①）。

3 連結離脱法人に係る連結加入前の青色申告の効力

連結納税の開始又は連結納税への加入前の単体申告期間において青色申告を行っていた法人であっても、連結納税の適用を受けている期間においては、青色申告や白色申告という区分はありません。

連結納税の開始又は連結納税への加入前の青色申告の承認の効力は、その開始又は加入後も継続します。つまり、連結納税の適用の承認を受けたことは、青色申告の承認の取消事由には該当しません。

ただし、国税庁長官の職権により連結納税の承認を取り消された場合（法法4の5①）には、青色申告の承認も取り消されることになるため、注意が必要です。

4 連結納税の承認の取消しと青色申告の承認の取消し

連結納税の承認の要件は、青色申告の承認の要件と同等以上に厳格になっています。

連結納税への加入前の単体申告において青色申告の承認を受けていた連結法人が、法人税法4条の5第1項（連結納税の承認の取消し等）に規定する連結納税の承認の取消事由に該当した場合には、青色申告の承認の取消事由に該当します（法法127①五）。

このため、連結納税の承認を取り消された場合には、青色申告の承認についても取り消されることとなります。

〈連結納税の承認取消事由と青色申告の承認取消事由の比較〉

連結納税承認取消事由（法4の5①）	青色申告承認取消事由（法127①）
帳簿書類の備付け、記録又は保存が財務省令で定めるところに従って行われていないこと	帳簿書類の備付け、記録又は保存が財務省令で定めるところに従って行われていないこと
帳簿書類について国税庁長官、国税局長又は税務署長の指示に従わなかったこと	帳簿書類について税務署長の指示に従わなかったこと
帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真实性を疑うに足りる相当の理由があること	帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真实性を疑うに足りる相当の事由があること
連結確定申告書とその提出期限までに提出しなかったこと	確定申告書とその提出期限までに提出しなかったこと
	連結納税の承認の取消しの規定により連結納税義務者の承認が取り消されたこと